

## 環境こだわり農産物を使用した加工食品について



〇〇は環境こだわり農産物100%

## 1. 制度の概要等

## (1) 目的

環境こだわり農産物を消費者により広く提供し、環境こだわり農業をさらに推進するため、環境こだわり農産物を加工した食品について、一定の基準を満たせばマークを表示することができる仕組みを設けている。

## (2) マークの表示ができる加工食品の製造基準（現行）

以下の条件を満たす加工食品に表示ができる。

## ①原材料は下記のア、イ、ウのみを使用する。

- ア 環境こだわり農産物
- イ 水、食塩、糖類、しょうゆ、酢
- ウ ア、イ以外の原材料

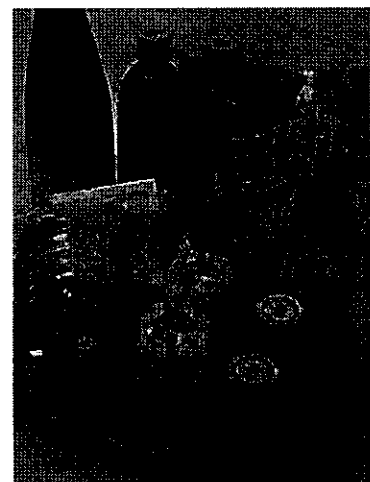
※ただし、ウにはアの環境こだわり農産物と同一農産物である原材料を含まないこと

## ②使用割合 イを除く全ての原材料重量の合計のうち、ウの原材料重量の占める割合が、5%以下であること。

## ③食品衛生法等関係法令を遵守した製造を行っていること。

## (3) 承認件数 61件 (H27.3.31時点)

(内訳) 酒	14
米加工品	11
ジャム類	6
大豆加工品	9
漬物	9
味噌	5
もち	6
野菜加工品	1



## (4) これまで申請希望がありながら、断念された事例

- ・ドレッシング (タマネギは環境こだわり 100%であるが、油を全体重量の 5%以上使う。)
- ・ケチャップ (トマトは環境こだわり 100%であるが、タマネギは環境こだわりでない。)
- ・ケーキ (ブルーベリーは環境こだわり 100%であるが、小麦粉や牛乳、バター等を使う。)
- ・弁当 (ご飯と一部の野菜は環境こだわり 100%であるが、その他のおかずは環境こだわりでない。)

## 2. 環境こだわり農産物を使用した加工食品の基準見直しについて

過去の審議会での審議（平成 23 年度第 1 回審議会、第 2 回審議会）

### (1) 事務局提案内容

○環境こだわり農産物の重量が、加工品に含まれる農産物全体の重量の半分以上あること。

○マークとともに、〇〇は環境こだわり農産物 100%と表示すること。（現基準と同様）

注①加工品重量から、畜産物、林産物、水産物重量を除く

②環境こだわり農産物と同一の環境こだわりでない農産物が含まれる場合は、その品目はすべて環境こだわり農産物でないとカウントする。（現基準と同様）

### (2) 事務局提案に対する主な意見

○もっと緩和すべき

・注②に関して、例えばジャム製造で環境こだわりイチゴばかりを確保するのは困難なので、環境こだわり以外のイチゴを混合して使用するのも認められないか。

○緩和すべきではない・緩和しすぎ

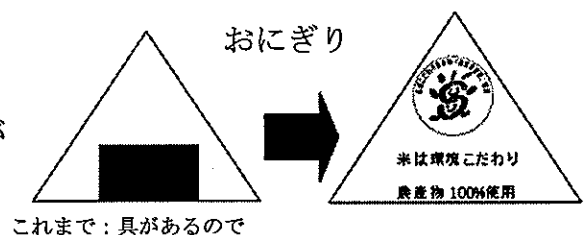
・注①に関して、畜産物などを重量から除くのはどうか。  
・加工品マークが表示されていれば、加工品のすべての材料が環境こだわり農産物と誤解しないか。  
・例えば弁当では、外国産の野菜などが使われていても良いのか。100%の完全な環境こだわり弁当を目指すべき。

○変更可・やむなし

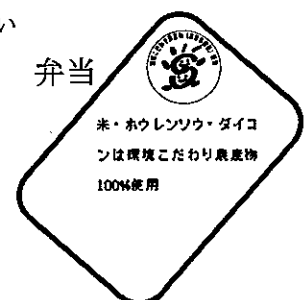
・「こだわり畜産物」認証制度などが無い中では、事務局案でやむを得ない。  
・環境こだわり農産物の生産拡大につながるのであれば、この見直しは望ましい。

### (3) 基準見直し案について（考え方）

A案：環境こだわり農産物 100%の農産物が  
1品でも使用されていること。



B案：環境こだわり農産物 100%の品目の重量の合計が、  
加工品に含まれる農産物全体の重量の半分以上  
あること。（畜林水産物の重量を除く。）



## 環境こだわり農産物に表示するマークの加工食品への表示要綱

### (目的)

第1 この要綱は、環境こだわり農産物を原材料とする加工食品に、環境こだわり農産物にかかる図柄（以下「マーク」という。）が表示できるよう、必要な事項を定めることとする。

### (用語)

第2 この要綱で使用する用語は、滋賀県環境こだわり農業推進条例（平成15年滋賀県条例第4号。）および滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則（平成15年滋賀県規則第58号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

2 「マーク」とは、規則第10条に定める別記様式第7号の図柄をいう。

3 「加工食品」とは、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定義されるものとする。

### (表示の対象)

第3 表示の対象は、環境こだわり農産物を原材料として使用し、さらに別記1の製造基準を満たす加工食品とする。

### (表示様式等)

第4 マークの表示の様式は、別記2のとおりとする。

2 マークの表示は、加工食品、その包装もしくは容器、または加工食品に近接して掲示する立て札およびこれに類するものに付して行うものとする。

### (申請)

第5 加工食品にマークを表示しようとする者は、その加工食品の種類ごとに次に掲げる書類を添えて、承認申請書（別記様式第1号）により知事に申請するものとする。

(1) 加工計画書（別記様式第2号）

(2) 食品衛生法に基づく許可の写しもしくは業務開始報告書の写し

(3) 法人でない団体が申込みを行う場合、団体の組織および運営についての規約

2 知事は、第1号の申請があったときは、当該加工食品の製造方法その他必要な事項について調査を行い、当該加工食品が製造基準に適合すると認めるときは、マークの表示を承認する旨を承認通知書（別記様式第3号）により、適合すると認められないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

### (申請内容の変更)

第6 第5第2号の規定によりマークの表示を承認された者（以下「マーク表示業者」という。）は、申請内容を変更するときは、変更申請書（別記様式第4号）により知事に申請するものとする。

2 知事は、前号の申請内容が基準に適合すると認めるときは、変更申請承認通知書（別記様式第5号）により、適合すると認められないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

**(表示の中止)**

第7 マークの表示を中止する場合は、中止届出書（別記様式第6号）を知事に提出するものとする。

**(承認の取り消し)**

第8 知事は、マーク表示業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、是正措置を講じることが求め、もしくは第5または第6の承認を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により第5第2号の承認を受けたとき。
- (2) マークを不正または不適正に使用していると認められたとき。

**(マークの印刷)**

第9 マーク表示業者は、マークを印刷しようとする場合は、印刷しようとする印刷物の原稿を添えて、印刷承認申請書（別記様式第7号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前号の申請について承認を行ったときは、印刷承認通知書（別記様式第8号）により、当該承認を行わなかったときはその旨を、マーク表示業者に通知するものとする。

**(実績報告)**

第10 マーク表示業者は、表示を行った加工食品の生産、販売状況およびマークの管理状況について、次に掲げる書類を添えて、実績報告書（別記様式第9号）により毎年4月末までに、知事に実績を報告しなければならない。

- (1) 環境こだわり農産物等入荷記録（別記様式第10号）
- (2) 加工記録（別記様式第11号）

2 マーク表示業者は、前号の根拠となる原材料の仕入れ伝票等の書類を3年間保管しておくものとする。

**(調査等)**

第11 知事は、マーク表示業者に対し、当該業者の協力を得て、必要に応じ報告を求め、または調査を行うものとする。

**(マーク表示業者の情報提供等)**

第12 マーク表示業者は、マークを付した加工食品の原材料および加工等に関する情報について、消費者および流通業者等に積極的に提供し、信頼の向上に努めるものとする。

2 県は次に掲げる項目について滋賀県のホームページ等の広報媒体を利用して、マーク表示業者の情報の提供を行うものとする。

- (1) 承認番号
- (2) マーク表示業者の氏名（法人または団体にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地の市町名）
- (3) 原材料の環境こだわり農産物の農作物名
- (4) 加工食品の商品名
- (5) その他知事が必要と認める事項

**(書類の提出)**

第 13 この要綱において、知事に提出する書類は、住所地を管轄する農業農村振興事務所（県外にあつては農政水産部）に提出するものとする。

**別記 1**

**製造基準**

1) 原材料として下記のア、イおよびウのみを使用すること。

ただし、ウにはアの環境こだわり農産物と同一農産物である原材料を含まないこととする。

ア 環境こだわり農産物

イ 水、食塩、糖類、しょうゆ、酢

ウ ア、イ以外の原材料

2) 原材料の使用割合は、イを除く全ての原材料重量の合計のうち、ウの原材料重量の占める割合が、5%以下であること。



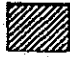
3) 食品衛生法等関係法令を遵守した製造を行っていること。

4) 原材料の環境こだわり農産物は、同一の他の農産物などの混入がないよう管理すること。

別記2



(注)

	《特色指定》	《JAS 4C 指定》
	黒色	スミ
	赤色	DIC564 M100%×Y85%
	緑色	DIC643 C100%×Y85%

1 下記の標準様式を基本に、「○○は環境こだわり農産物 100%」(○○には、使用した環境こだわり農産物の農作物名を記入する)をマークに隣接する見やすいところに併せて表示すること。

2 図柄の配色は(注)のとおりとする。

「環境こだわり農産物(滋賀県認証)使用」の文字は黒色とする。

※標準様式



○○は環境こだわり農産物 100%

加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号、最終改正平成24年6月11日）に定義されている加工食品

別表1（第2条関係）

1 麦類

精麦

2 粉類

米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類

3 でん粉

小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しょでん粉、馬鈴しょでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉

4 野菜加工品

野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜（漬物を除く。）、野菜漬物、野菜冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品

5 果実加工品

果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の果実加工品

6 茶、コーヒー及びココアの調製品

茶、コーヒー製品、ココア製品

7 香辛料

ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン（桂皮）、クローブ（丁子）、ナツメグ（肉ずく）、サフラン、ローレル（月桂葉）、パプリカ、オールスパイス（百味こしょう）、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料

8 めん・パン類

めん類、パン類

9 穀類加工品

アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品

10 菓子類

ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類

11 豆類の調製品

あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆類、その他の豆類の調製品

12 砂糖類

砂糖、糖みつ、糖類

13 その他の農産加工品

こんにゃく、その他1から12に掲げるものに分類されない農産加工食品

14 食肉製品

加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品

15 酪農製品

牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、アイスクリーム類、その他の酪農製品

16 加工卵製品

鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品

17 その他の畜産加工品

はちみつ、その他14から16に分類されない畜産加工食品

18 加工魚介類

素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、その他の加工魚介類

19 加工海藻類

こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の加工海藻類

20 その他の水産加工食品

その他18及び19に分類されない水産加工食品

21 調味料及びスープ

食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、うま味調味料、調味料関連製品、スープ、その他の調味料及びスープ

22 食用油脂

食用植物油脂、食用動物油脂、食用加工油脂

23 調理食品

調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品

24 その他の加工食品

イースト及びふくらし粉、植物性たん白及び調味植物性たん白、麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、粉末ジュース、その他21から23に分類されない加工食品

25 飲料等

飲料水、清涼飲料、氷、その他の飲料



## 環境保全型農業直接支払交付金の概要

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

### 【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

### 【支援対象取組】

化学合成農薬・化学肥料を5割以上低減する取組(環境こだわり農業)と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

《全国共通取組:3、滋賀県の地域特認取組:13》

	取組名		交付単価(10aあたり)	
全国共通取組	①	カバークロップの作付	8,000	
	⑤	有機農業の取組	雑穀以外	8,000
			雑穀	3,000
	⑥	堆肥の投入	4,400	
滋賀の 地域特認取組	②	リビングマルチ	8,000	
	③	草生栽培	8,000	
	④	冬期湛水管理	8,000	
	⑦	炭の投入	5,000	
	⑧	IPMの実践、畦畔の人手除草および長期中干し	4,000	
	⑨	希少魚種等保全田の設置	3,000	
	⑩	バンカープランツの植栽	8,000	
	⑪	緩効性肥料の利用および長期中干し	4,000	
	⑫	緩効性肥料の利用および省耕起	大豆	4,000
			野菜	8,000
	⑬	水田ビオトープ	4,000	
	⑭	水田の生態系に配慮した雑草管理	4,000	
	⑮	IPMの実践	大豆・小豆・露地野菜	4,000
施設野菜・果樹・茶			8,000	
⑯	在来草種の草生による天敵利用	4,000		

### 【交付金の負担区分】

国 1/2、県 1/4、市町 1/4

※交付単価は、国・県・市町からの合計額

### 【平成27年度からの変更点】

◎農業者グループでの申請が基本

◎複数(2つまで)の取組(技術メニュー)にも支援可能

◎交付金の交付方法：国 → 県 → 市町 → 農業者グループ等  
(これまでは、国分は農業者等へ直接交付)

【参考】

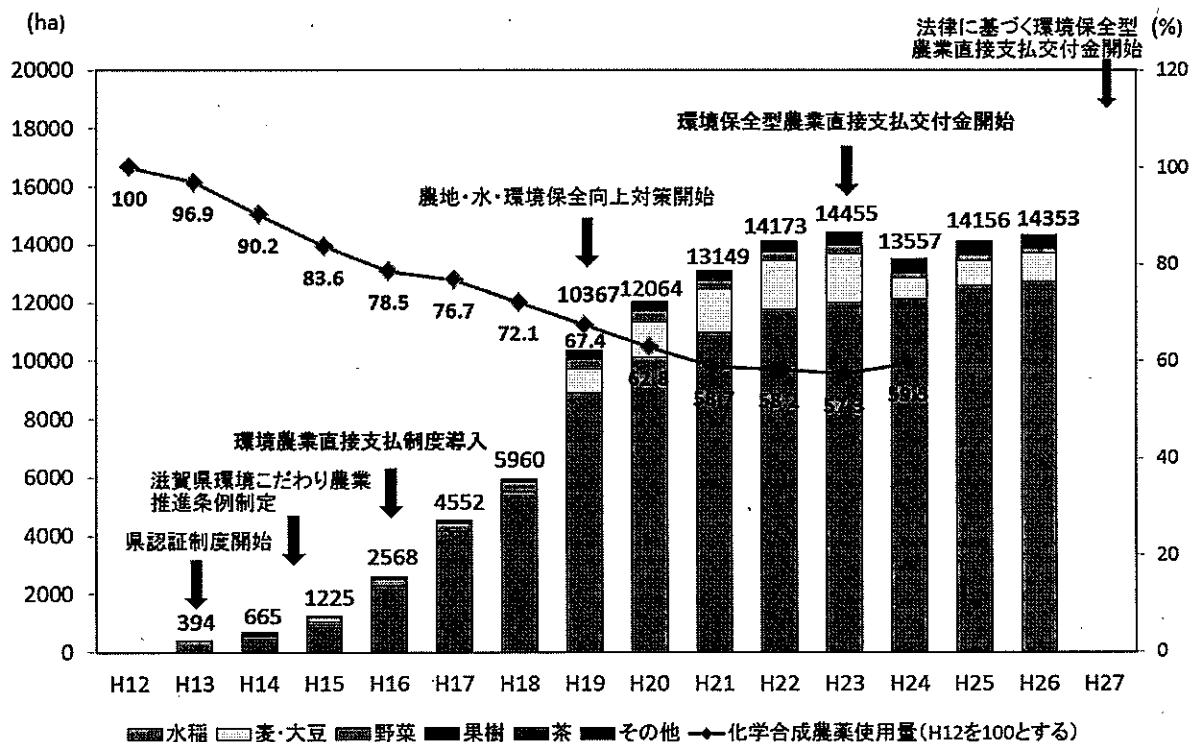


図 環境こだわり農産物栽培面積と化学合成農薬使用量の推移

※環境こだわり農産物栽培面積は、交付金等支援対象面積と「認証のみ」面積の合計面積

※環境こだわり農産物栽培面積は生産計画認定面積

※化学合成農薬使用量は、県内への農耕地用農薬出荷量(成分換算)で、前後1年を含む3カ年の平均

# 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

## 1. 実施面積の推移

本交付金の県内での実施面積は年々増加しており、H26年度では約13,300haとなった。H27年度は複数取組が制度化されたこともあり、約15,900haの実施見込みとなっている。

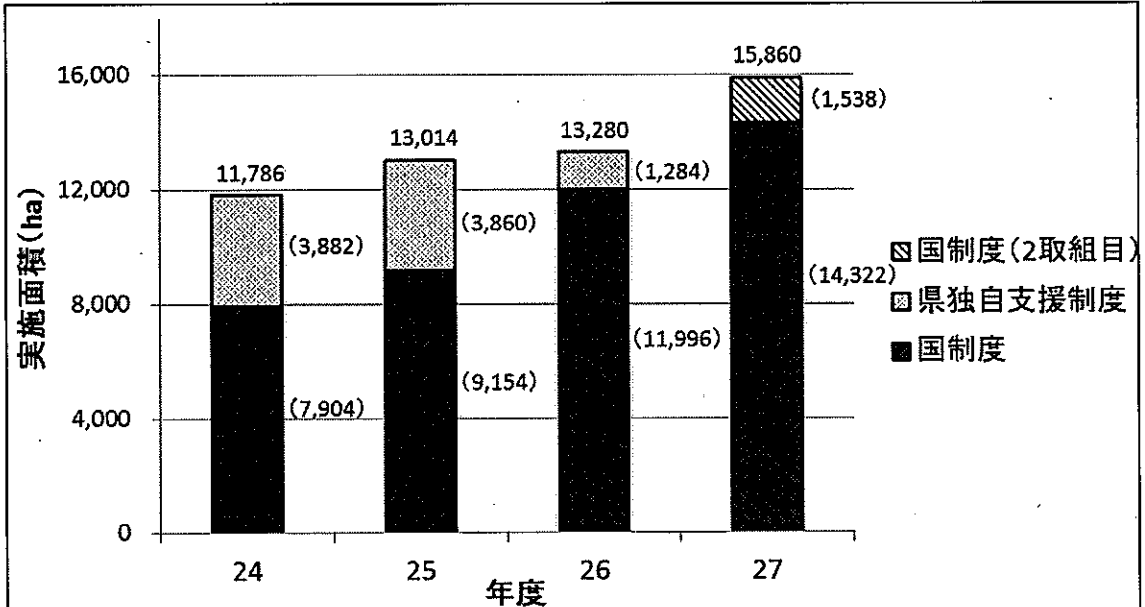


図1 交付金にかかる実施面積の推移

※H24～H26年度は、県独自支援措置を実施

※H27年度より、複数取組（2取組まで）が制度化

※H27年度は、8月末調査での見込み面積

### 【参考】

本交付金の全国での実施面積は H26 年度で 57,744ha で、そのうち滋賀県は約 2 割を占めている。

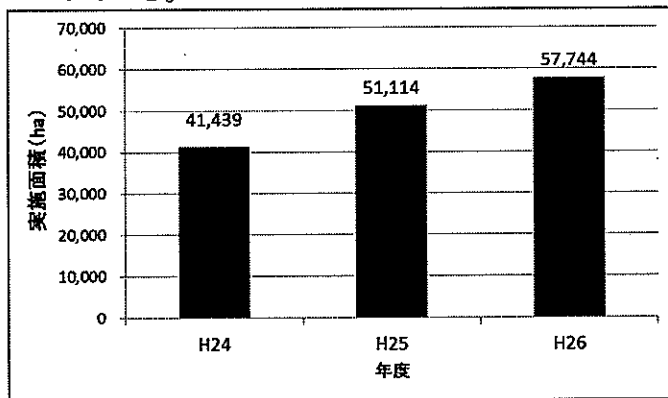
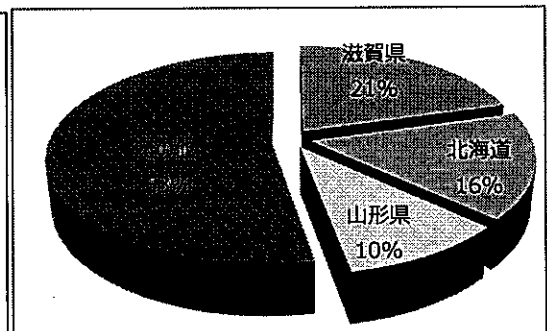


図2 全国の実施面積の推移



単位:ha

滋賀県	北海道	山形県	その他
11,996	9,357	5,861	30,530

図3 実施面積の割合 (H26)

## 2. 支援対象取組別の面積

取組面積のうち、⑧「IPM の実践、畦畔の人手除草および長期中干し」と⑪「緩効性肥料の利用および長期中干し」が7割以上を占めている。

平成 27 年度から複数取組が制度化され、2取組目として⑭「水田の生態系に配慮した雑草管理」、⑥「堆肥の投入」、⑦「炭の投入」等に多く取り組まれている。

表 支援対象取組別の実施面積

	環境保全効果	H26		H27	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
① カバークロップ	温	382	2.9	495	3.1
② リビングマルチ	温	8	0.1	61	0.4
③ 草生栽培	温	0	0.0	0	0.0
④ 冬期湛水	生	58	0.4	121	0.8
⑤ 有機農業(下記以外)	温・生	212	1.6	278	1.8
	温・生	250	1.9	253	1.6
⑥ 堆肥の投入	温	308	2.3	633	4.0
⑦ 炭の投入	温	210	1.6	358	2.3
⑧ IPM+畦畔人手除草+長期中干し	温・生	6,524	49.0	6,578	41.5
⑨ 魚種等保全水田	生	46	0.3	61	0.4
⑩ ハンカープランツ	生	0	0.0	0	0.0
⑪ 緩効性肥料+長期中干し	温	3,059	23.0	5,013	31.6
⑫ 緩効性肥料+省耕起(大豆)	温	64	0.5	235	1.5
	温	-	-	0	0.0
⑬ 水田ビオトープ	生	21	0.2	87	0.5
⑭ 水田雑草管理	生	139	1.0	749	4.7
⑮ IPM(大豆・露地野菜)	生	634	4.8	854	5.4
	生	16	0.1	44	0.3
⑯ 在来草種の草生	生	38	0.3	37	0.2
緩効性肥料(県独自措置)H26年まで	温	1,337	10.0	-	-
計		13,305	100.0	15,860	100.0

※環境保全効果は、温：温暖化防止、生：生物多様性保全への効果を示す

※H27年度は、8月末調査での見込み面積

※H27年度は、複数取組（2取組）の合計

※H27年度の1取組目の見込み面積は14,322ha(H26年度の取組面積から1,016haの増加)